

「住居確保給付金」制度
(家賃補助)のご案内

福知山市
生活としごとの相談窓口

《もくじ》

- 住居確保給付金(家賃補助)とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 住居確保給付金(家賃補助)の対象者【支給の要件】・・・・・・・・ 1
- 住居確保給付金(家賃補助)の支給額・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 住居確保給付金(家賃補助)の初期費用等が必要な方は・・・・・・・・ 4
- 住居確保給付金(家賃補助)の申請をするために必要なもの・・・・・・・・ 4
 - ・(住宅を喪失している方の場合)・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ・(住宅を喪失するおそれのある方の場合)・・・・・・・・ 8
- 住居確保給付金(家賃補助)の受給中の義務・・・・・・・・・・・・ 10
- 受給中に常用就職した場合は届出が必要です・・・・・・・・・・・・ 11
- 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です・・・・・・・・・・・・ 11
- 支給額等を変更できる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 住居確保給付金(家賃補助)の中断及び再開できる場合・・・・・・・・ 12
- 住居確保給付金(家賃補助)の支給を中止する場合・・・・・・・・ 13
- 住居確保給付金を返還していただく場合・・・・・・・・・・・・ 14

住居確保給付金(家賃補助)とは

離職、自営業の廃止、または個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮した方であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として、賃貸住宅の家賃相当分の給付金を支給するとともに、就労支援等を実施し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

支給額:下記の額を限度として、家賃の実額(管理費・共益費等を除く)を支給します。

※なお、世帯全体の月あたりの収入に応じて支給額が調整されます。

1人	2人	3人～	6人	7人～
36,000円	43,000円	47,000円	50,000円	56,000円

支給期間: 3ヶ月間(一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能)

支給方法: 貸主または貸主から委託を受けた事業者へ代理納付

住居確保給付金(家賃補助)の対象者【支給の要件】

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

① [基本要件]

離職等により経済的に困窮し、住居喪失または住居喪失のおそれのある方

② [離職期間等要件]

- 離職等の場合、申請日において離職等の日から、2年以内(疾病、負傷、育児その他やむを得ないと認める事情により連続して30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、期間を考慮します)の方
- やむを得ない休業等の場合、申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責に帰すべき理由、都合によらないで減少し、個人の就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にある方

③ [生計維持要件]

- 離職等の場合、離職等の日の主たる生計維持者であった方(離職した方であって、離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。)
- やむを得ない休業等の場合、申請日の属する月において、属する世帯の主たる生計維持者である方

④ [収入要件]

申請日の属する月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること。

※収入には公的給付(年金、失業等給付等)を含みますが、児童扶養手当等各種手当、奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付等は収入として算定しません。

世帯人数	基準額	家賃相当額(上限)	収入基準額
1人	78,000円	36,000円	114,000円
2人	107,000円	43,000円	150,000円
3人	130,000円	47,000円	177,000円
4人	163,000円	47,000円	210,000円
5人	196,000円	47,000円	243,000円

⑤ [資産要件]

申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の所有する金融資産の合計額が、 $\text{基準額} \times 6$ 以下(ただし、100万円以下とする)であること。

世帯人数	金融資産
1人	468,000円
2人	642,000円
3人	780,000円
4人	978,000円
5人以上	1,000,000円

⑥ [求職活動等要件]

公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

⑦ [類似給付の受給に関する調整]

離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び同一の世帯に属する方が受けていないこと。

⑧ [その他]

申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員、暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

住居確保給付金(家賃補助)の支給額

- ◆ 月の収入が基準額以下の方は、住居確保給付金(家賃補助)支給額は家賃額となります。
- ◆ 月の収入が基準額を超える方は、以下の数式により算定された額となります。

$$\text{支給額} = \text{家賃額} - (\text{月の世帯の収入} - \text{基準額})$$

・ 単身の場合

例 1)

$$\text{支給額} = \text{家賃 } 36,000 \text{ 円} - (\text{月収 } 70,000 \text{ 円} - \text{基準額 } 78,000 \text{ 円}) = 36,000 \text{ 円}$$

例 1-2)

$$\text{支給額} = \text{家賃 } 36,000 \text{ 円} - (\text{月収 } 100,000 \text{ 円} - \text{基準額 } 78,000 \text{ 円}) = 14,000 \text{ 円}$$

・ 2 人の場合

例 2)

$$\text{支給額} = \text{家賃 } 43,000 \text{ 円} - (\text{月収 } 100,000 \text{ 円} - \text{基準額 } 107,000 \text{ 円}) = 43,000 \text{ 円}$$

例 2-2)

$$\text{支給額} = \text{家賃 } 43,000 \text{ 円} - (\text{月収 } 120,000 \text{ 円} - \text{基準額 } 107,000 \text{ 円}) = 30,000 \text{ 円}$$

・ 3 人の場合

例 3)

$$\text{支給額} = \text{家賃 } 47,000 \text{ 円} - (\text{月収 } 120,000 \text{ 円} - \text{基準額 } 130,000 \text{ 円}) = 47,000 \text{ 円}$$

例 3-2)

$$\text{支給額} = \text{家賃 } 47,000 \text{ 円} - (\text{月収 } 150,000 \text{ 円} - \text{基準額 } 130,000 \text{ 円}) = 27,000 \text{ 円}$$

住居確保給付金(家賃補助)の初期費用等が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。
「初期費用」への対応が困難な方や、またはそれに類する費用が必要な方については、福知山市社会福祉協議会に「生活福祉資金（総合支援資金）」の利用についてご相談ください。

住居確保給付金(家賃補助)の申請をするために必要なもの

- ◆ 生活困窮者住居確保給付金支給申請書(別記様式第2号)
- ◆ 本人確認書類の写し(次の本人書類のいずれか)
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、住民票、戸籍謄本等
- ◆ 離職等関係書類の写し
離職・廃業後2年以内であることが確認できる書類(離職票等)
- ◆ 収入関係書類の写し
申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のうち収入がある方について、収入が確認できる書類(直近3カ月の給与明細書等)
- ◆ 金融資産関係書類の写し
申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融機関の通帳等
- ◆ 入居(予定)住宅関係書類の写し
賃貸借契約書等
- ◆ ・入居予定住宅に関する状況通知書(別記様式第5号)(住宅を喪失している場合)
・入居住宅に関する状況通知書(別記様式第6号)(住居を喪失するおそれのある場合)
- ◆ その他支給に関する事務に必要なとされる書類

住居確保給付金(家賃補助)の申請から決定まで

◆ ①住宅を喪失している方の場合

① ー1 住居確保給付金(家賃補助)の支給申請

- 必要書類を添えて、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」(別記様式第2号)を住居確保給付金窓口(社会福祉課)に提出してください。
- 「申請書」の写しと、「入居予定住宅に関する状況通知書」(別記様式第5号)をお渡しします。

① ー2 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に「申請書」の写しを提示したうえで、当該業者等を介して、住居確保給付金(家賃補助)の支給決定等を条件に福知山市内の入居可能な住宅を探し、確保してください。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、福知山市社会福祉協議会の総合支援資金貸付(住宅入居費)を利用する場合はその旨を不動産業者等に伝えてください。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等に「入居予定住宅に関する状況通知書」へ記載をお願いしてください。

① ー3 公共職業安定所等での求職申込み

- 今後、求職活動を行っていただくため、「住居確保給付金申請時確認書」(別記様式第1号)をお持ちのうえ公共職業安定所(ハローワーク)等で求職申込みを行ってください。
- 申込み後は、ハローワーク等から付与された求職番号を「確認書」に記載してください。

※自立に向けた活動を行う方は、事前相談を受けたうえで経営相談先(商工会議所等)へ相談申込みを行ってください。

① ー4 住居確保給付金(家賃補助)の確認書類の提出

- ①ー2の手続きで、不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」と、公共職業安定所等での①ー3の手続きによる「確認書」を社会福祉課に提出してください。

① ー5 住居確保給付金(家賃補助)の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」

(別記様式第 12 号)を交付しますので、①—2で確保している住宅の契約手続きを進めてください。

※「証明書」の交付に合わせて、「住居確保報告書」(様式住—1)をお渡しします。

- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」(別記様式第 13 号)を交付します。

① —6 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。

① —7 入居手続き

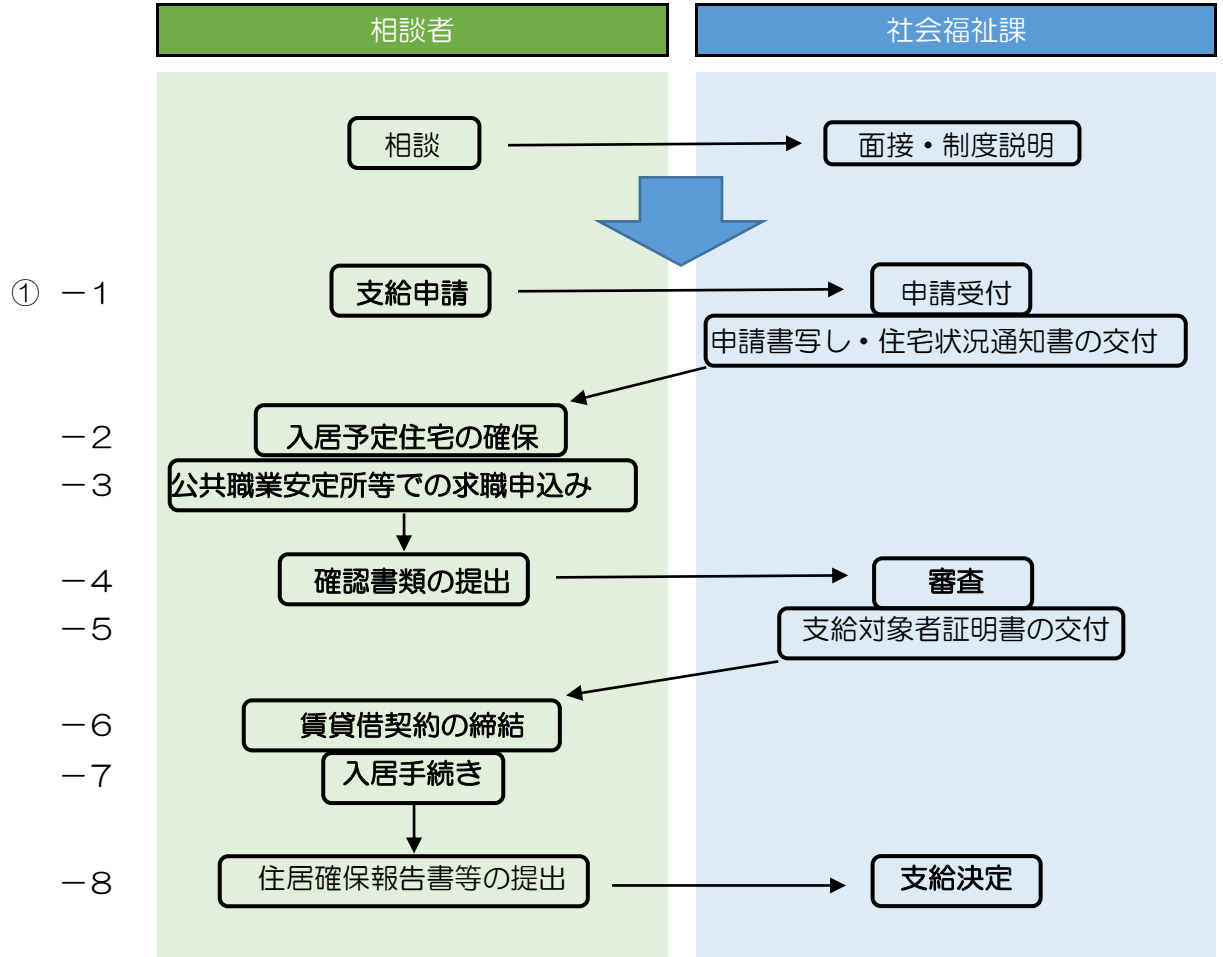
- 不動産業者等との間で入居に関する手続きを行った後、速やかに住民票の設定・変更手続きをしてください。

① —8 住居確保給付金(家賃補助)支給の決定

- 「証明書」の交付を受けた方は、実際に支給を受けるため、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書」の写しと新住所での「住民票」の写しを添付して、「住居確保報告書」を社会福祉課に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」(別記様式第 14 号)の交付、あわせて「常用就職届」(様式住—2)「職業相談確認票」(様式住—3)、必要に応じて「常用就職活動状況報告書」(様式住—4)をお渡しします。
- 住居を確保している不動産業者等に対して「決定通知書」の写しを提出してください。
- 住居確保給付金は福知山市から不動産業者等へ直接振り込まれます。

◆ 住居確保給付金(家賃補助)の手続きの流れ

[①住宅を喪失している方の場合]



◆ ②住宅を喪失するおそれのある方の場合

② ー1 住居確保給付金(家賃補助)の支給申請

- 必要書類を添えて、「住居確保給付金支給申請書」(別記様式第2号)を住居確保給付金窓口(社会福祉課)に提出してください。
- 「申請書」の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」(別記様式第6号)をお渡しします。

② ー2 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に「申請書」の写しを提示し、「入居住宅に関する状況通知書」へ記載をお願いしてください。

② ー3 公共職業安定所等での求職申込み

- 今後、求職活動を行っていただくため、「住居確保給付金申請時確認書」(別記様式第1号)をお持ちのうえ公共職業安定所(ハローワーク)等で求職申込みを行ってください。
- 申込み後は、ハローワーク等から付与された求職番号を「確認書」に記載してください。

※自立に向けた活動を行う方は、事前相談を受けたうえで経営相談先(商工会議所等)へ相談申込みを行ってください。

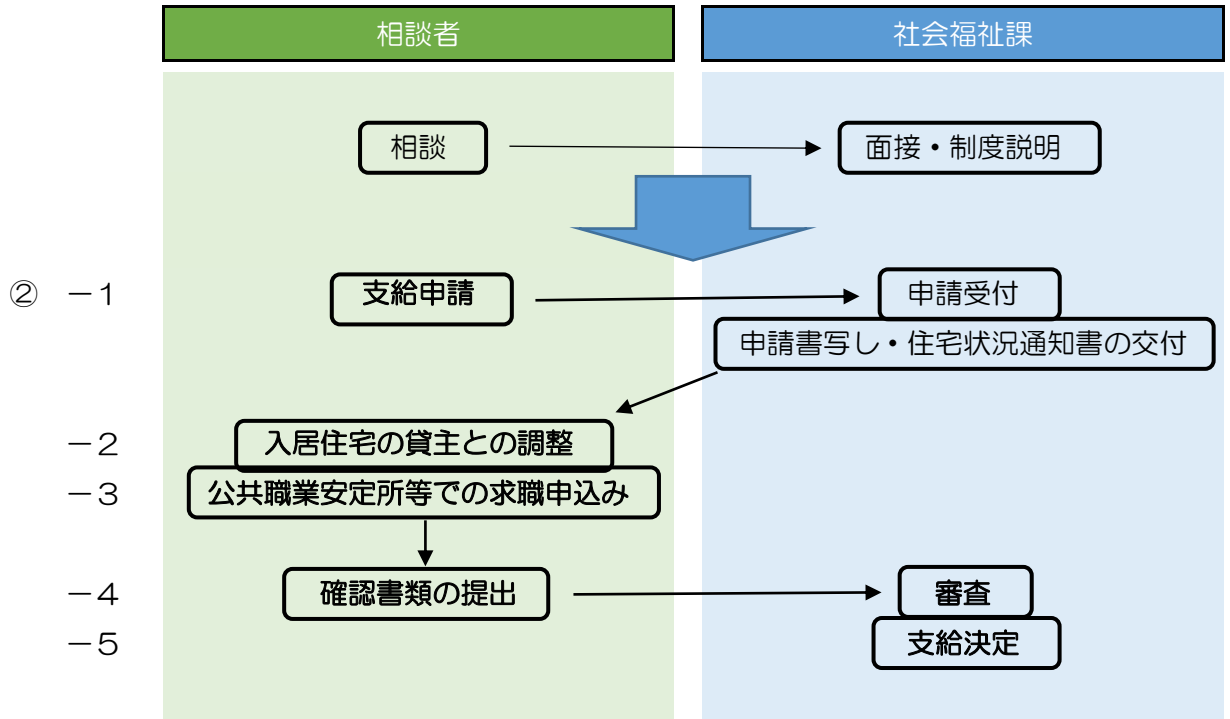
② ー4 住居確保給付金(家賃補助)の確認書類の提出

- ②ー2の手続きで、不動産業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に「賃貸借契約書」の写しを添付し、社会福祉課に提出してください。
- 公共職業安定所等での②ー3の手続きによる「確認書」を社会福祉課に提出してください。

② ー5 住居確保給付金(家賃補助)の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」(別記様式第14号)の交付、あわせて「常用就職届」(様式住一2)「職業相談確認票」(様式住一3)、必要に応じて「常用就職活動状況報告書」(様式住一4)をお渡しします。
- 入居している住居の不動産業者等に対して「決定通知書」の写しを提出してください。
- 住居確保給付金は福知山市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」(別記様式第13号)を交付します。

◆ 住居確保給付金(家賃補助)の手続きの流れ
 [②住宅を喪失するおそれのある方の場合]



住居確保給付金(家賃補助)の受給中の義務

- ◆ 支給期間中は以下のとおり、公共職業安定所等の活用、自立支援機関(社会福祉課)の就労支援員等の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行っていただきます。

公共職業安定所等での求職活動を行う方

- ① 毎月2回以上、「職業相談確認票」(様式住一3)を持参のうえ、公共職業安定所等の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容についての記載、併せて安定所確認印を受けてください。
- ② また、毎月4回以上、社会福祉課の就労支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「常用就職活動状況報告書」(様式住一4)を活用するなどの方法により、報告してください。
- ③ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月4回の支援員との面談の際に、「常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、社会福祉課に報告してください。

自立に向けた活動を行う方 (6月間に限る)

- ① 原則月1回以上、経営相談先(商工会議所等)へ面接等の支援を受ける必要があります。経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行ってください。
- ② また、毎月4回以上、社会福祉課の就労支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「自立に向けた活動状況報告書」(様式住一6)を支援員へ提出して、計画に向けた活動を報告してください。

- ③ 経営相談先等への経営相談のもと、効果的な取組について助言を受け、計画的に給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行ってください。

※再延長期間における求職活動については、自立に向けた活動を行う方も

公共職業安定所等で求職活動を行う方 による求職活動を行います。

- ◆ さらに、自立支援機関よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援(職業訓練や就労準備支援事業等)を利用する必要があります。

支給中に常用就職した場合

- ◆ 支給決定後、常用就職(雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの)した場合は、「常用就職届」(様式任一2)を社会福祉課に提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類(給与明細等)を、社会福祉課に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能

- ◆ 住居確保給付金の受給期間に常用就職に至らなかった場合(常用就職したものの、収入基準額をこえない場合も含む)または、受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であって、一定の要件を満たしていれば、3か月間延長することが可能です。(最長9ヶ月)
(要件)・支給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入・預貯金が一定額以下であること 等
- ◆ 住居確保給付金の受給期間の延長または再延長を希望される方は、当初の受給期間の最終月に、収入・預貯金分かる書類を準備して、社会福祉課へお越しください。
- ◆ 再延長を希望する場合は、社会福祉課の指示に従ってください。

支給額等を変更できる場合

- ◆ 以下の場合に限り、支給額等の変更が可能です。
 - 住居確保給付金(家賃補助)支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - 収入があることから一部支給を受けていた方で、受給中に収入が減少し、基準額を下回った場合
 - 借主の責によらず転居せざるを得ない場合や、社会福祉課の助言・指導により福知山市内での転居が適当である場合

※社会福祉課に「住居確保給付金変更支給申請書」(別記様式第17号)を提出していただく必要があるので、家賃が変わったまたは収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、社会福祉課へ起こしてください。

住居確保給付金(家賃補助)の中断及び再開できる場合

- ◆ 受給中に疾病または傷病により、毎月2回以上の公共職業安定所等での就職相談、毎月4回以上の社会福祉課の就労支援員等による面談または原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、就職活動を行うことが困難になった場合、申請により支援を中断することができます。
- ◆ 中断期間中、原則として毎月1回の面談、電話等により、体調及び生活の状況について報告をしてください。その際、求職活動を再開する意思についての確認も行います。
- ◆ 心身の回復により求職活動を再開できるときは、申請により、支給を再開します。(ただし、通算支給期間は、中断前の受給期間も含め最長9月)

住居確保給付金(家賃補助)支給を中止する場合

- ◆ 「住居確保給付金(家賃補助)の義務」に記載されている求職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 自立支援機関が策定したプランに、正当な理由がなく従わない場合は、支援を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職または給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が収入基準額（基準額と家賃の合算額）を超えた場合は、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
※家賃額は、設定された給付限度額が上限
- ◆ 住居を退去した方については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は支給を中止します。
- ◆ 申請者及び同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、拘禁刑以上の刑に処された場合、生活保護を受給した場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、疾病または負傷のため住居確保給付金(家賃補助)を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は、支給を中止します。また、中断期間中、毎月1回の面談等による報告を怠った場合、原則として支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。

支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」(別記様式第 25 号)を交付します。

住居確保給付金(家賃補助)を返還していただく場合

住居確保給付金(家賃補助)の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付の全額又は一部について返還を求めるとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止します。

お問い合わせ先

福知山市 健康福祉部 社会福祉課 生活支援係

「生活としごとの相談窓口」

TEL : 0773-24-7094

FAX : 0773-22-6610